

◇大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例

- 1 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を改めることにしました。
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することにしました。

(こども青少年局企画部青少年課)